

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分（三件）……………一  
（生活文化局消費生活部取引指導課）……………一
- 特定計量器定期検査の実施（三件）……………二  
（生活文化局計量検定所検査課）……………二
- 宅地建物取引業法による行政処分……………三  
（都市整備局住宅政策推進部不動産課）……………三
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………三  
（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………三
- 建築基準法による一団地の区域……………四  
（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………四
- 建設業法第二十九条の二による告示……………四  
（都市整備局市街地建築部建設業課）……………四
- 平成三十一年におけるとびうお流し刺し網漁業の許可等の申請期間等……………四  
（産業労働局農林水産部水産課）……………四
- 港湾施設の開場時間の臨時変更……………四  
（港湾局港湾経営部経営課）……………四
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………四  
（水道局）……………四

## 告示

### ●東京都告示第千六百四十八号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「新法」という。）第五十六条第一項及び特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号。以下「改正法」という。）附則第二条第二十七項によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の特定商取引に関する法律（以下「旧法」という。）第五十七条第一項の規定による行政処分について、新法第五十六条第三項及び新法第五十七条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

#### 一 被処分者

- (一) 名称 株式会社ルーチェ
- (二) 代表者氏名 戸上 祐一
- (三) 主たる事務 新宿区北新宿三丁目一番二十号 七F  
所の所在地

二 処分年月日 平成三十年九月十三日

#### 三 処分の内容

##### (一) 業務停止命令

平成三十年九月十四日から平成三十一年三月十三日までの間（六箇月間）新法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売取引に係る次の行為を停止する。

- ア 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 役務提供契約を締結すること。

#### (二) 指示

ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

四 適用条項 新法第五十六条第一項及び旧法第五十七条第一項

### ●東京都告示第千六百四十九号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び法第八条第一項の規定による行政処分について、法第七条第二項及び法第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

#### 一 被処分者

- (一) 名称 株式会社G O i n g p r o m o t i o n
- (二) 代表者氏名 塚本 康治
- (三) 主たる事務 新宿区新宿五丁目十五番六号  
所の所在地

二 処分年月日 平成三十年九月二十八日

#### 三 処分の内容

##### (一) 業務停止命令

平成三十年九月二十九日から平成三十一年三月二十八日までの間（六箇月間）法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

- ア 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 役務提供契約を締結すること。

(二) 指示

ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

四 適用条項 法第七条第一項及び法第八条第一項

●東京都告示第千六百五十号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条の二第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月七日

東京都知事 小池百合子

- 一 被処分者 大橋剛
- 二 処分年月日 平成三十年九月二十八日
- 三 処分の内容

平成三十年九月二十九日から平成三十一年三月二十八日までの間（六箇月間）法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (一) 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (二) 役務提供契約の申込みを受けること。
- (三) 役務提供契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条の二第一項

●東京都告示第千六百五十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年十二月七日

東京都計量検定所長 林久美子

- 一 検査地域 杉並区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成三十一年一月十四日から同年三月二十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

- (二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千六百五十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年十二月七日

東京都計量検定所長 林久美子

- 一 検査地域 墨田区、世田谷区及び杉並区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成三十一年一月十五日から同年三月二十九日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を含む。）

除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関  
の名称

●東京都告示第千六百五十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年十二月七日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 墨田区及び江東区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)
- 三 検査期日 平成三十一年一月十五日から同年三月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関  
の名称

●東京都告示第千六百五十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 有限会社小山産業
- (二) 代表者氏名 取締役 小山 政美
- (三) 主たる事務所の所在地 日野市多摩平五丁目九番地の十六
- (四) 免許証番号 東京都知事(4)第一六二六〇号
- (五) 免許年月日 平成二十九年三月二十六日
- 二 処分年月日 平成三十年十一月十五日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社光和地所
- (二) 代表者氏名 代表取締役 前島 弘和
- (三) 主たる事務所の所在地 東村山市久米川町三丁目二十七番地三
- (四) 免許証番号 東京都知事(5)第七三五七八号
- (五) 免許年月日 平成二十六年一月十五日
- 二 処分年月日 平成三十年十一月十五日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社エスタシオン
- (二) 代表者氏名 代表取締役 小野 千亞樹
- (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区代官山町三番十三号
- (四) 免許証番号 東京都知事(4)第八〇八五一号
- (五) 免許年月日 平成二十九年六月十四日
- 二 処分年月日 平成三十年十一月二十七日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第千六百五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社	構造計	新宿区百人	新宿区百人	平成三十年十一月一日
社グツ	算適合	町二丁目十	町二丁目十	
ド・ア	性判定	六番十五号	六番十五号	
イズ建	の業務	神奈川県横	神奈川県横	
築検査	を行う	浜市中央区	浜市西区高	
機構	事務所	上町四丁目	島二丁目十	
地	の所在	五十七番地	九番十二号	

●東京都告示第千六百五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

北区赤羽台一丁目一番一、同番九か 平成三十年十一月二十八日まで、二番一、同番二、月二十七日  
赤羽台二丁目一番一、同番八、同番九の二部、同番十一、同番十三の一部、同番十四から同番十八まで、同番二十四から同番三十まで、赤羽西一丁目四百九十八番二、四百九十九番一、同番四、同番五の一部及び五百九十五番五

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千六百五十七号

次の建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確定できないので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出のないときは、建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づき、当該建設業者の許可を取り消す。

平成三十年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

商号 代表者氏名 主たる営業所の所在地 許可番号 許可年月日

T S J c 代表取締役 千代田区岩 東京都知事 平成二  
o n s t 津田 幸一 本町一丁目 許可(特一 十六年  
r u c t 郎 十番五号 二十六)第 八月二  
i o n 株式会社 一四二二一 八号 十五日

株式会社 代表取締役 大田区鶴の 東京都知事 平成二  
サプライ 中野 久典 木二丁目二 許可(般一 十六年  
ズ 番八号 二十六)第 九月十  
一三五五四 日  
二二二 号  
東京都知事 平成二  
許可(般一 十七年  
二二七)第 十月十  
一三五五四 五日  
二二二 号  
東京都知事 平成二  
許可(般一 十七年  
二二七)第 十月十  
一三五五四 五日

株式会社 代表取締役 江戸川区篠 東京都知事 平成二  
カラサワ 唐澤 剛 崎町八丁目 許可(般一 十八年  
金属 号 十一番十四 二十八)第 四月二  
一三六五三 十五日  
七号

株式会社 代表取締役 江戸川区東 東京都知事 平成二  
F a m i 朝倉 健二 葛西五丁目 許可(般一 十八年  
l i a 十二番十五 二二八)第 八月十  
号一二F一 一四五五九 日  
〇号

●東京都告示第千六百五十八号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第百六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成三十一年におけるとびうお流し刺し網漁業(東京都海面の

うち伊豆諸島海域におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成三十年十二月十日から平成三十一年一月十八日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度  
五十隻

●東京都告示第千六百五十九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の開場時間を臨時に変更する。

平成三十年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 種類 橋りょう附帯施設(遊歩道)  
二 名称 レインボーブリッジ橋りょう附帯施設  
三 開場日時 平成三十年十二月三十一日午前十時から午後十二時まで  
平成三十一年一月一日午前零時から午後六時まで  
(通常午前十時から午後六時まで)

公 告

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成三十年十二月七日

東京都水道局長 中嶋正宏

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

九三八九 有会社 太田寛朗 神奈川県横浜市都筑区池辺町三千四百六十番地 平成三十年九月六日

三五七 共立工業株式会社 佐藤元徳 文京区本郷四丁目七番四号 同月十二日

四五三六 城北設備工業 梅本宣雄 足立区関原三丁目二十七番九号 同月十九日

九〇六四 タカムラ水道設備合同会社 高村憲章 清瀬市松山二丁目十一番十八号 同月二十日

九一八七 長濱水道設備 小林久顕 調布市深大寺南町四丁目二十六番二十五号 同月二十日

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号

郵便番号  
113-0001